

福知山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年3月15日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和3年度及び令和4年度

3 監査の実施期間

(1) 書類監査

令和5年1月20日から令和5年2月14日まで

(2) 実地監査

令和5年2月14日

4 監査の対象団体等

本市が補助金等財政援助を行ったもののうち、次の財政援助団体への補助金を抽出し、監査の対象とした。

(1) 対象団体

三和地域協議会

(2) 対象交付金・補助金

ア 地域づくり組織支援事業交付金

イ 住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金

ウ 交通空白地有償運送事業費補助金

(3) 交付金・補助金所管部課

ア 地域振興部まちづくり推進課

イ 福祉保健部地域包括ケア推進課

ウ 建設交通部都市・交通課

(4) 交付金・補助金の金額

ア 令和3年度 8,627,000円

令和4年度 8,800,000円

イ 令和3年度 198,872円
令和4年度 480,000円

ウ 令和3年度 2,017,000円
令和4年度 2,177,000円

(5) 主たる事務所の所在地

福知山市三和町千束530番地

(6) 団体の概要

自助・共助の精神を持って、三和地域の住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することにより、住みよい、活力ある豊かな三和地域を形成していくことを目的として21自治会と30余りの団体によって平成27年3月に設立された。

5 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、提出された証拠諸帳票を検査するとともに、実地監査を行い、所管課及び対象団体に聴取を行った。

6 監査の結果

事務及び管理・運営については、所定の手続きにより概ね適正に行われているものと認めた。しかしながら、下記のとおり改善を要する事項も見受けられた。

なお、当該事項について措置を講じられたときは地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。

(1) 現金等の管理について

現金、通帳、届出印等が一か所で保管されていた。リスク管理の面からも、保管方法について再考されたい。

(2) 規程等への明記について

各事業の実施において、実施規程等に明記されていない事項も見受けられた。規程等に明記すべき事項を整理し、必要な見直しをされたい。